

観光地形成促進地域(沖縄振興特別措置法第9条)

※太字部分は改正箇所

	旧制度適用 (経過措置により令和4年7月31日までに取得分)	新制度適用 (令和4年8月1日から令和7年3月31日までに取得分)
認定制度等	なし	資産の取得前に観光地形成促進措置実施計画を作成し、県知事の認定及び主務大臣の確認が必要
対象者	対象区域内において、対象施設を新設し、又は増設した事業者	対象区域内において、 認定観光地形成促進実施計画 に従って対象施設を新設し、又は増設した 認定事業者
対象施設	【スポーツ・レクリエーション施設：11施設】 ①庭球場 ②水泳場 ③スケート場 ④トレーニングセンター ⑤ゴルフ場 ⑥遊園地 ⑦野営場 ⑧野外アスレチック場 ⑨マリーナ ⑩ダイビング施設 ⑪ボーリング場 【教養文化施設：7施設】 ①劇場 ②博物館 ③美術館 ④動物園 ⑤植物園 ⑥水族館 ⑦文化紹介体験施設 【休養施設：4施設】 ①展望施設 ②温泉保養施設 ③海洋療法施設 ④国際健康管理・増進施設 【集会施設：3施設】 ①会議場施設 ②研修施設 ③展示施設 【販売施設(県知事指定)：1施設】	【スポーツ・レクリエーション施設：6施設】 ①水泳場 ②スケート場 ③トレーニングセンター ④ゴルフ場 ⑤ボーリング場 ⑥テーマパーク 【教養文化施設：5施設】 ①劇場 ②動物園 ③植物園 ④水族館 ⑤文化紹介体験施設 【休養施設：4施設】 ①展望施設 ②温泉保養施設 ③国際健康管理・増進施設 ④スパ施設 【集会施設：4施設】 ①会議場施設 ②研修施設 ③展示施設 ④結婚式場(宿泊施設と同一建物内に設置されたものを除く) 【販売施設(県知事指定)：1施設】
金額要件等	対象施設の用に供する建物及びその附属施設、構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの	対象施設の用に供する 機械及び装置 、建物及びその附属設備、構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
課税免除 対象資産	機械及び装置、家屋、構築物 土地(家屋又は構築物の敷地)	機械及び装置、家屋、構築物 土地(家屋又は構築物の敷地)
免除期間	新たに課されることとなった年度以後、5年度分	新たに課されることとなった年度以後、 最大5年度分 (措置実施計画の実施期間内に限る)
その他	宿泊施設そのもの、風営業、会員制施設は対象外	宿泊施設そのもの、風営業、会員制施設(利用料金のみ優遇される施設を除く)は対象外

※対象資産のうち5G情報通信システム(特定高度情報通信技術活用システム)については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。

※対象資産のうち土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。

情報通信産業振興地域(沖縄振興特別措置法第 32 条)

※太字部分は改正箇所

	旧制度適用 (経過措置により令和 4 年 7 月 31 日までに取得分)	新制度適用 (令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに取得分)
認定制度等	なし	資産の取得前に 情報通信産業振興措置実施計画 を作成し、 県知事の認定及び主務大臣の確認が必要
対象者	対象区域内において、対象事業の用に供する設備を新設し、又は増設した事業者	対象区域内において、 認定情報通信産業振興措置実施計画 に従って対象産業の用に供する設備を新設し、又は増設した 認定事業者
対象施設	①情報記録物の製造業 ②電気通信業 ③映画・ビデオ等制作業 ④放送業 ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理・提供サービス業 ⑦インターネット付随サービス業 ⑧情報通信技術利用事業	①電気通信業 ②ソフトウェア業 ③情報処理・提供サービス業 ④インターネット付随サービス業
金額要件等	①一の設備を構成する減価償却資産(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)で取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ②又は機械及び装置並びに器具及び備品でこれらの取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの	①一の設備を構成する減価償却資産(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)で取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ②又は機械及び装置並びに器具及び備品でこれらの取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの
課税免除 対象資産	機械及び装置、家屋、構築物 土地(家屋又は構築物の敷地)	機械及び装置、家屋、構築物 土地(家屋又は構築物の敷地)
免除期間	新たに課されることとなった年度以後、5 年度分	新たに課されることとなった年度以後、 最大 5 年度分 (措置実施計画の実施期間内に限る)

※対象資産のうち 5 G 情報通信システム(特定高度情報通信技術活用システム)については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。

※対象資産のうち土地については、取得の日の翌日から起算して 1 年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。

産業イノベーション促進地域(旧：産業高度化・事業革新促進地域)(沖縄振興特別措置法第 37 条)

※太字部分は改正箇所

	旧制度適用 (経過措置により令和 4 年 7 月 31 日までに取得分)	新制度適用 (令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに取得分)
名称	産業高度化・事業革新促進地域	産業イノベーション促進地域
認定制度等	資産の取得前に産業高度化・事業革新措置実施計画を作成し、沖縄県知事の認定が必要	資産の取得前に産業高度化・事業革新措置実施計画を作成し、沖縄県知事の認定 及び主務大臣の確認 が必要
対象者	対象区域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って対象事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者	対象区域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って対象事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者
対象施設	【製造業等】 ①製造業 ②道路貨物運送業 ③卸売業 【産業高度化・事業革新促進事業】 ①デザイン業 ②自然科学研究所 ③計量証明業 ④特定の電気業	【製造業等】 ①製造業 ②道路貨物運送業 ③卸売業 【産業高度化・事業革新促進事業】 ①デザイン業 ②自然科学研究所 ③特定の電気業 ④特定のガス供給業
金額要件等	①機械及び装置、特定の器具及び備品並びに工場用の建物等及びその附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ②又は機械及び装置並びに器具及び備品でこれらの取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの	①機械及び装置、特定の器具及び備品並びに工場用の建物等及びその附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ②又は機械及び装置並びに器具及び備品でこれらの取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの
課税免除 対象資産	機械及び装置、家屋、土地(家屋の敷地)	機械及び装置、家屋、 構築物 土地(家屋又は 構築物 の敷地)
免除期間	新たに課されることとなった年度以後、5 年度分	新たに課されることとなった年度以後、 最大 5 年度分 (措置実施計画の実施期間内に限る)

※対象資産のうち 5 G 情報通信システム(特定高度情報通信技術活用システム)については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。

※対象資産のうち構築物については、ガス供給業又は製造業の用に供する液化天然ガスを貯蔵するためのガス貯槽及びそのガスを利用するための導管に限る。

※対象資産のうち土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。